

京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻 専門職学位課程（専門職大学院）の認証評価の ための基準

平成20年度

京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻

自己点検・評価委員会（旧外部評価委員会）作成

平成20年6月16日改訂

平成20年7月11日改訂

平成20年9月29日改訂

平成20年10月6日改訂

独立行政法人大学評価・学位授与機構 専門職大学院（「ビジネス・MOT」、
「会計」、「公共政策」用。法科大学院を除く）評価基準 平成19年1月版を改編

目 次

基準1	目的及び入学者選抜	3
基準2	教育課程	4
基準3	教育の成果	6
基準4	教員組織等	7
基準5	施設・設備等の教育環境	8
基準6	教育の質の向上及び改善	9

基準 1 目的及び入学者選抜

- 1-1-1 当該専門職大学院の目的（大学設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう）が明確に定められており、その内容が学校教育法に適合するものであり、当該目的が周知・公表されていること。
- 1-1-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 1-1-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

基本的な観点

1-1-1

当該専門職大学院の目的が明確に定められているとともに、当該目的が、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第99条第2項の規定に沿うものであるか。

1-1-2

当該専門職大学院の目的が、その構成員（教職員及び学生等）に周知されているか。また、当該目的が、社会に広く公表されているか。

1-2-1

当該専門職大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、その公表・周知が図られているか。

1-2-2

入学者選抜が入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて行われ、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

1-2-3

専門職学位課程の入学資格を有するすべての志願者に対して、専門職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

1-2-4

入学者選抜に当たっては、専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の適正及び能力等が適格かつ客観的に評価されていること。

1-2-5

学生の受入方法の適切性を検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てるシステムがあるか。

1-3-1

入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準 2 教育課程

- 2-1 教育課程が理論的教育と実践的教育の架橋に留意しつつ、当該専門職大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- 2-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 2-3 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- 2-4 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。

基本的な観点

2-1-1

教育課程が、社会健康医学の各分野の実務に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力等を修得させると共に、高い倫理観及び国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されているか。

2-1-2

社会健康医学の共通の基盤となる、疫学、医療統計学、環境科学、保健医療管理学、社会及び行動科学（医療倫理学含む）に関する内容を扱う項目が、適切に教育課程に盛り込まれているか。

2-1-3

基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設され、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されているか。

2-1-4

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。

2-1-5

授業科目の内容が、全体として、教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験等を反映したものとなっているか。

2-1-6

教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

2-1-7

臨床研究者養成コース（医師・歯科医師を対象とした1年制コース）は、当該専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。

2-2-1

教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

2-2-2

履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。

2-2-3

学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

2-2-4

ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

2-2-5

専攻分野の必要に応じて、事例研究、現地調査又は双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

2-3-1

当該専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

2-3-2

成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

2-4-1

学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

2-4-2

学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

基準3 教育の成果

3-1 当該専門職大学院の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

基本的な観点

3-1-1

科目履修、単位修得および修了の状況等から判断して、当該専門職大学院の目的に沿った教育の成果や効果が上がっているか。

3-1-2

修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、当該専門職大学院の目的に沿った教育の成果や効果が上がっているか。

3-1-3

修了生や就職先等の関係者からの意見聴取等から判断して、当該専門職大学院の目的に沿った教育の成果や効果が上がっているか。

基準 4 教員組織等

- 4-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 4-2 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- 4-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
- 4-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

基本的な観点

4-1-1

当該専門職大学院の目的に沿った教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

4-1-2

教育課程を遂行するために必要な教員が確保され「文部科学大臣が別に定める数」（平成15年文部科学省告示第53号第1条。以下同じ。）を満たしているか。

4-1-3

専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員という。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数置かれているか。

4-1-4

当該専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目について、原則として、専任の教授又は准教授が担当者または科目の責任者として配置されているか。

4-1-5

実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。

4-2-1

教員採用の選考基準や昇格基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用されているか。

4-3-1

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究または実務活動が行われているか。

4-3-2

教育の目的を達成するため、教員の研究または実務活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

4-4-1

専門職大学院の教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

基準5 施設・設備等の教育環境

- 5-1 当該専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されているか。
- 5-2 学生相談・助言体制等を含む各種の学生支援等が適切に行われていること。
- 5-3 当該専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基盤を有していること。
- 5-4 当該専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務組織が整備され、機能していること。

基本的な観点

5-1-1

当該専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され有効に活用されているか。

5-1-2

図書、学術雑誌、視聴覚資料等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されているか。

5-1-3

学生の自主的学習のための環境が整備され、効果的に利用されているか。

5-2-1

学生が在学期間中に当該専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。

5-2-2

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

5-2-3

留学生、障害のある学生等の特別な支援を行うことが必要と考えられる場合の学習支援、生活支援等が適切に行われているか。

5-3-1

当該専門職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。

5-4-1

管理運営のための組織及び事務組織が、当該専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。

基準 6 教育の質の向上及び改善

- 6-1 教育の状況等に点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 6-2 教員に対する研修等、その資質向上を図るための取組が適切に行われていること。

基本的な観点

6-1-1

授業や学習環境に対する学生からの意見聴取が定期的に行われているか。

6-1-2

修了生、就職先等の関係者等を含めて、当該専門職大学院の教職員以外の者の意見や専門職域に係わる社会のニーズ等の聴取システムがあるか。

6-1-3

当該専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果等について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が定期的に行われているか。

6-1-4

自己点検・評価の結果が当該専門職大学院内及び社会に対して広く公開されているか。

6-1-5

自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

6-2-1

実務家教員の教育上の指導能力の向上、および研究者教員の実務上の知見の充実が組織として図られているか。

6-2-2

各教員の過去5年間における教育、研究または実務上の業績等を考慮した教員評価を定期的に行っているか。

6-2-3

ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

6-2-4

自己点検・評価および各種の評価・意識調査等の結果が、ファカルティ・ディベロップメントとして、教員等の教授技術および授業の改善等に結び付いているか。